○国土交通省告示第千二百十九号

東京国際空港及び利尻空港の航空灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条及び第五十五条の二において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月十四日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　設置者の氏名及び住所、航空灯火の種類及び名称、航空灯火の位置及び所在地並びに期日

設置者の氏名及び住所	航空灯火の種類及び名称	航空灯火の位置及び所在地	期日
国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	飛行場灯火 東京国際空港照明施設	東京国際空港内及びその周辺 東京都大田区及び江東区	変更した事項に係る供用開始の予定期日 令和八年十一月二十六日
北海道 北海道札幌市中央区北三条西六丁目	飛行場灯火 利尻空港照明施設	利尻空港内 北海道利尻郡利尻富士町	変更した事項に係る供用開始の予定期日 令和八年十月十五日

二　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後			
（東京国際空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
飛行場に係る灯火			
航空灯火	灯質	光度	配置等
風向灯	発光ダイオード、不動光		飛行場灯台の北北東約千二百五十メートルの位置、北北東約二千四百二十メートルの位置、北東約三千百十メートルの位置、東約三千三百十メートルの位置、東約五千百三十メートルの位置、東南東約千六百五十メートルの位置、東南東約三千九百九十メートルの位置及び北北西約七百十メートルの位置
（利尻空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（簡易式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路25側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間

変更前			
（東京国際空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
飛行場に係る灯火			
航空灯火	灯質	光度	配置等
風向灯	発光ダイオード、不動光		飛行場灯台の北約千六百八十メートルの位置、北北東約二千四百二十メートルの位置、北東約三千百十メートルの位置、東約三千三百十メートルの位置、東約五千百三十メートルの位置、東南東約千六百五十メートルの位置、東南東約三千九百九十メートルの位置及び北北西約七百十メートルの位置
（利尻空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（簡易式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路25側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間